

障害者自立支援法見直しの動向

自民党のホームページより転記

障害者福祉委員会は2月13日、障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針を了承した。同方針は12日、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームが取りまとめたもので、同PT座長を務める木村義雄委員長が説明した。

基本方針では、障害者が福祉サービスを利用する際の負担のあり方に関し、利用量に応じて、原則1割を自己負担するこれまでの方式を改め、所得に応じて自己負担する方式（応能負担）を導入することとした。「今の制度では、多くのサービスが必要な重度障害者ほど負担が増えることになるので、応能負担にしてほしい」との障害者などからの要望に応えた。また、これまでの2度にわたる利用者負担の改善策により、軽減された現在の負担水準を継続し、将来的にはさらに負担水準を引き下げる。このほか、障害程度区分に身体、精神などそれぞれの障害特性を反映させることや、税制抜本見直しの際に障害基礎年金の引き上げることなどを盛り込んだ。

木村委員長は「社会保障の原点である障害者福祉に政治がやさしい手を差し伸べたと言われるよう、抜本見直しを行っていく」と、障害者自立支援法の改正に向けた決意を述べた。わが党は今後、この基本方針に沿って改正案の策定を急ぎ、今国会での成立を目指す。・・現在の国会は経済対策優先で遅々として進んでいない（感想）。

成年後見申請書について

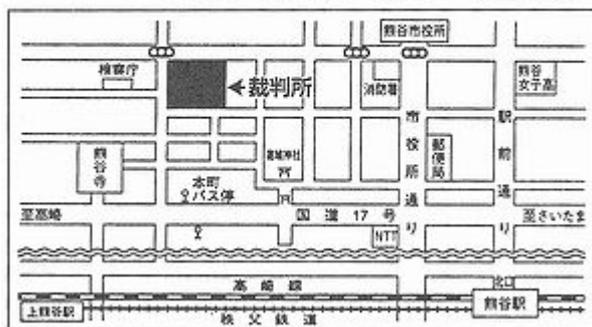
成年後見申し立てを裁判所に個人で申請することで費用の削減が図れます。個人で申請するための書類キットが家庭裁判所で準備されています。2月24日、金子、滝上、梶山、で裁判所に出かけて、「成年後見申立セット」を頂いてきました。

行くと20分程待合室で成年後見のビデオを見て下さいと言われ、見終わると説明なしで「成年後見申立セット」の封筒をくれました。封筒の中身に「成年後見申立ての手引き」「申立書等綴り」が入っていました。書き方の見本が付いております。

皆さんも近くの家庭裁判所（右 熊谷）で書類だけでも買って検討してみても如何でしょうか。（無料です）

さいたま家庭裁判所熊谷支部

〒360-0041 埼玉県熊谷市宮町1丁目68番地
TEL (048) 521-2474(代)



熊谷市役所の近くです

施設紹介

手をつなぐ親の会会員で田嶋政行さんが運営の「生活ホーム東方」を紹介します。深谷市東方に「NPO 法人一心福祉会 生活ホーム 東方」知的障害者自立支援施設として平成15年5月に開所された。施設は木造平屋建、定員14名（男性9名、女性6名）、各部屋個室です。入居は主体的生活を希望する障害者を受け入れ、現在、若干の空き室があります。見学をお待ちしています。

サービス内容は一人ひとりの個別支援計画に基づいた支援サービスを提供（食事・健康管理、就労・通勤・通所、生活習慣の確立に必要な支援、余暇利用、金銭管理、自立並びに社会参加に必要な支援）を行う。

問合せ 〒366-0041 深谷市東方2023番地 TEL (FAX) 048-574-4506



今後の予定

- (1) 4月18日(土)・「つくし・たんぼぼ春まつり」
午前10時～午後3時、場所：たんぼぼ作業所広場
※親の会も「煮ぼうとう販売」で協賛します。多数の参加をお待ちしています。
- (2) 5月20日(水)・「手をつなぐ親の会・総会」
午前10時～12時、場所：つくしの家（たんぼぼ作業所近隣）
※詳細は別途ご案内します。

配布物

1. 深谷市手をつなぐ親の会通信#22
2. 機関紙「やまびこ」NO.201、202

※親の会通信は2ヶ月前後に発行します。情報がありましたら梶山まで連絡下さい。